

報告

「軍事的安全保障研究に関する声明」への 研究機関・学協会の対応と論点



2020年8月4日
日本学術会議
科学者委員会
軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会

続いていることは、戦後日本の大学等研究機関が長期にわたり軍事的安全保障研究（軍事研究や平和）の問題に取り組んできたことも示している。

(3) 「声明」への対応

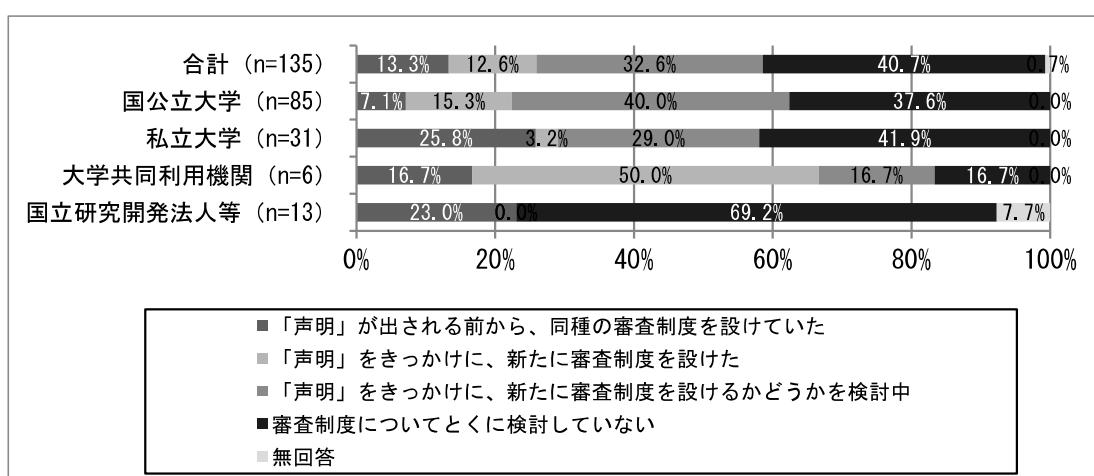
「声明」についてどのような対応を行ったかの設問について、回答機関全体（135 機関）では約 7 割が何らかの対応（「執行部レベルで、『声明』について報告または審議を行った」「評議会・理事会レベルで、『声明』について報告または審議を行った」「『声明』についての独自の検討組織（WG 等）を設置した」「部局・部門等に『声明』のことを周知した」「その他の対応を行った」のいずれか）を行っている。これに対して「とくに対応は行っていない」は約 3 割（29.6%）にとどまる。ただし、国立研究開発法人等（13 機関）では「とくに対応は行っていない」が 76.9% と多数であった。

I.11

(4) 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無

「声明」では、大学等の各研究機関が、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきであるとの提言を行った。この提言をうけて何らかの審査制度を設けたり検討しているかの設問について、回答機関全体（135 機関）のうち、「『声明』が出される前から、同種の審査制度を設けていた」が 13.3%、「『声明』をきっかけに、新たに審査制度を設けた」が 12.6%、「『声明』をきっかけに、新たに審査制度を設けるかどうかを検討中」が 32.6%、「審査制度についてとくに検討していない」が 40.7%、無回答が 0.7% であった（図表 2-3）。半数近く（45.2%）の機関が、「声明」をきっかけに新たに審査制度を設けたり検討中であると回答したことは、軍事的安全保障研究に関する審査制度の整備をめぐる議論に「声明」が重要なインパクトを与えたことを示している。

図表 2-3 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無



もっとも、「審査制度を設けるかどうかを検討中」と回答した機関（44 機関）のうち「結論を得る時期の具体的な見通しが立っている」は 4 分の 1（25.0%）にとどまり、残りの 4 分の 3（75.0%）は「具体的な見通しが立っていない」の回答であった。大学等

I.5

- 学内での検討を開始するところであるため。
- 方針や審査制度の設置について検討中。なお、学術コミュニティ等、他機関の方針等を参考したい。
- 学内の研究状況及び他大学等の状況を踏まえ、検討する予定である。
- 軍事的安全保障研究の定義が明確でないため。また、他大学での対応状況を踏まえ検討するため。
- 原案は作成中であるが、具体的な見通しは立っていない。
- 過去に本学の基幹会議である□□会議で議論したが、本学の方向性を決定するに至らなかった。現在は日本学術会議での声明を受け他大学でどのように取扱うのか情報を収集している。
- 研究者から申請に対する問い合わせが無いため。
- 他大学の動向を確認中。
- ワーキンググループで検討中であるが、統一した見解には至っていない。
- 「軍事的安全保障研究」の定義が明確ではないため、どのような研究を審査対象とすべきか、また、審査制度を設けるにしてもどのような基準で審査すべきか判断がつかない。
- 安全保障技術研究推進制度への対応だけでなく、広く安全保障研究全般に渡って検討しているため。
- 具体的な議論が進んでいない。
- 全国的にも方向性が定まっていない中、結論を出す時期を設定するのは時期尚早であるため。
- 軍事的安全保障研究と見なされる研究課題ごとに学長・副学長会議等の会議体で協議しているが、これを審査制度として確立するために十分な議論が行われておらず、今後慎重に検討する必要があるため。
- 研究倫理委員会で対応を協議しているが、様々な意見があり一つにまとめるのが、困難。
- 「軍事的安全保障研究に関する本学の対応について」において、本学においても、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の取扱いや、研究の適切性について、学内諸機関において議論を重ねていきます。との記載があるが、「新たに審査制度を設ける」という結論には至っていないため。
- 全国医学部長病院長会議の方針が出され次第検討する予定である。
- 学術研究に関わる外部資金の導入（企業等からの奨学寄付金）に関しては、すでに「外部資金受入審査機関」によって審議されることとなっている。いまのところ、軍事的安全保障研究に従事する可能性のあるものは少ないと考えられるので、「指針」に従って可否を決定することができると判断しているため。

I.8

- 大学における安全保障関連研究(軍事研究)に対する基本方針により、原則的に認めていない。なお、科学・技術のデュアルユースを含めた軍事研究につながる恐れのある研究については、学内検討委員会において審査の上、学長がその実施の可否を決定する。
- 応募する研究者がいた場合は、応募書類（研究計画等）をもとに必要に応じて当該研究者を含めた関係者のヒアリングを行って、個別に判断（学長判断）する。
- 上記のとおり、軍事研究を行わない旨の教授会決議を踏まえて、個別事案ごとに慎重に判断しており、これまでに応募を認めた実績はない。
- 軍事的安全保障研究の定義が明確でないため。また、他大学での対応状況を踏まえ検討するため。
- 大学の「科学者行動規範・行動指針」において、「軍事への寄与を目的とする研究は行わない。」と明記しているため。
- 理事（研究担当）が申請内容を確認し、申請の可否を判断。軍事を目的としていないと認めれば申請を可としている。
- 毎週執行部の打合せがあり、数々の案件を協議している。案件の中に軍事的安全保障研究に該当する案件が出てくる可能性は少ないが、案件が出てきた場合には速やかに協議できる体制になっている。
- 特段方針は定めていないが、「安全保障技術研究推進制度」に関する応募は認めない予定である。
- 教員養成大学のため、事案は殆どないと思われるため特段の方針を定める予定はない。案件が発生した場合は、教育研究担当理事及び研究倫理担当副学長（□□室長）と当該研究者の面談を実施し、研究内容の確認等を行う。
- 「安全保障技術研究推進制度」への応募に関しては、明確な方針、審査手続等は存在しないが、
1. 応募する場合は事前に事務担当者へ連絡すること。
2. 大学研究委員会で応募内容を審査すること。
3. 大学研究委員会の審査結果をもとに最終的な応募の可否を役員会で決定すること。
で、大学全体のコンセンサスが得られている。但し、実際に応募があった場合の審査基準が決定していないため、日本学術会議には何らかのガイドラインを示してほしい。
- 「防衛・軍事機関からの研究資金の受け入れは行わない。」という方針を定めた。
- 他機関との間で発生する委託研究契約について、個別判断としている。
- 応募等の動きが無いので検討を始めていない。
- 防衛省による競争的資金制度である「安全保障技術研究推進制度」への応募は、当分の間認めないこととしている。
- 審査手続き等があつたが、取扱いや審査制度について改めて検討を行っている。「安全保障技術研究推進制度」については、研究成果が広く民生分野で活用されることを期待されていること、研究成果の公開を原則としていることなどを踏まえ、研究内容が前述の基本的な考え方と合致

- 軍事的安全保障研究の定義が明確でないため。また、他大学での対応状況を踏まえ検討するため。
- 原案は作成中であるが、具体的な見通しは立っていない。
- 研究者から申請に対する問い合わせが無いため。
- ワーキンググループで検討中であるが、統一した見解には至っていない。
- 安全保障技術研究推進制度への対応だけでなく、広く安全保障研究全般に渡って検討しているため。
- 現在のところ該当する研究領域が無いため、早急な対応が求められていないことから、他機関等の動向を踏まえて適時対応を検討する予定である。
- 全国的にも方向性が定まっていない中、結論を出す時期を設定するのは時期尚早であるため。
- 「安全保障技術研究推進制度」への応募については、学長・副学長会議等の会議体で協議することとしているが、これを審査制度として確立するために十分な議論が行われておらず、今後慎重に検討する必要があるため。
- 研究倫理委員会で対応を協議しているが、様々な意見があり一つにまとめるのが、困難
- 全国医学部長病院長会議の方針が出され次第検討する予定である。

I.16

- 科学の健全な発展に関わることであり慎重な議論が必要であることに加え、以下の事項を考慮し現時点で決定することは時機尚早と考えるためである。
 - ・「防衛」に関し社会的関心が高まっていることを踏まえ、大学として慎重な発言・行動が求められている。
- 検討に向けて情報を収集している段階である。

III これまでの質問等に関連して、あるいはそれ以外で、「軍事的安全保障研究」に関連して貴学協会で今後検討が必要と考えられる事項があればお書きください。(自由記述)

- 本学会の対象領域の中で、この案件に関連があるのは「バイオテロ」についてかとは思われるが、実情の学会発表や学会誌の投稿論文で、軍事的安全保障に関連するものは無く、現状では本学会において積極的に関与することは必要ないと考えている。
- この問題に関しては、個々の学協会や大学等研究機関に対応を求めるのではなく、「軍事的安全保障研究」であっても基礎研究がきちんと行われるように、政府と日本学術会議で協力して、国としてしっかりとした制度を作るべきである。
- 当学会は、農業生産に関わる学際的研究の推進と研究成果の生産現場への普及を目指しており、軍事的研究につながる研究分野に関わることはまずないものと考えられます。
- 「軍事的安全保障研究に関する声明」が問題としている「安全保障技術研究推進制度」が対象とする研究分野と、本学会が対象とする研究領域との関連性は極めて低く、本声明に関わる規制・方針を掲げる必要性、緊急性は低いと認識している。ただし、学会誌に投稿される学術論文について、資金補助を受けている場合に資金提供先を考慮すべきかどうかについては、議論の余地があると考えている。
- 今後、会員資格と投稿について検討する予定である。
- 軍事的安全保障研究には関わりがないので、検討することは考えられない。
- 本学会で扱う研究成果は、「軍事的安全保障研究」に関連して検討が生じる研究というカテゴリーからは外れている。しかし、今後の学会運営（理事会）において、役員の認識を明確にしていくための議論の機会を持ちたいと考えている。
- 学会の特性上、軍事に関連する内容を研究で取り扱うことは、現状では極めて小さいものと考えます。しかし社会状況の変化などでこうした研究に関わる事態が今後、学会内で生じるまたはそれが予想されることになれば、速やかに検討することになると思います。
- 関連する事例をなるべく多く集め、事例を通して「軍事的安全保障研究」がもたらす科学研究活動に与える影響を議論していく必要があると考えている。特に、過去の事例（軍事的安全保障研究に相当する内容）を取り上げることで、かかえている問題点について、具体的に議論することができるのではないか。
- I.28 ○当学会はものづくりに関わる要素技術を科学的に取り扱う学会です。この技術が必ず必要な構造物として、船、航空機、ロケットなど、軍事的目的で使う構造物もあります。学会の70%は企業関係者ですので、会員の中には、上記の構造物に関連する技術研究に携わっておられる方もいます。学術会議で出している声明でどこまでが軍事目的かの線引きが不明ですが、個人的な意見としては、結果的には軍事関係に使われるとしても、科学技術の進歩を優先すべきと考えています。